

日本学生支援機構

# 災害支援金について

☆2024年1月1日に発生した能登半島地震により  
被災した世帯の学生を対象とした日本学生支援機構の支援金制度です。

## ○申込資格

1. 自然災害の発生により、学生又は生計維持者が居住する住宅に半壊もしくは床上浸水以上の被害を受けた場合、または自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立ち入り禁止等が1ヶ月以上継続した場合。
2. 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあること。
3. 2023年度時点で在学している学生。

※同一の災害につき、申請は1回まで。

※日本学生支援機構奨学金や自治体、企業の奨学金を受けていても申請可能。

## ○支給額

10万円(返還不要)

## ○申請書類

1. 申請書(奨学金担当へ申し出て頂いた際にお渡しします。)
2. 罹災証明書(コピー可)もしくは自治体の避難勧告による住居への立ち入り禁止が1ヶ月以上継続したことの証明資料(自治体のホームページの公示を印刷したもの等)
3. 支援金の振込を希望する口座の通帳等のコピー  
(学生本人名義の口座のみ利用可能。農協、外資系、ネットバンク、実店舗を持つ金融機関のインターネット支店は利用不可。)

## ○受付期間・申請方法

**2024年4月30日(火)までに本館事務局にて奨学金担当にお申し出ください。**